

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業 （携帯電話等エリア整備事業）

携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において市町村が携帯電話等の基地局を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助します。

施策の目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

予算額

平成27年度 一般会計 1,227百万円

実施状況

平成20年度	161 事業
平成21年度	1015 事業
平成22年度	191 事業
平成23年度	172 事業
平成24年度	143 事業
平成25年度	62 事業
平成26年度	51 事業

※平成26年度は、12月末時点の交付決定数

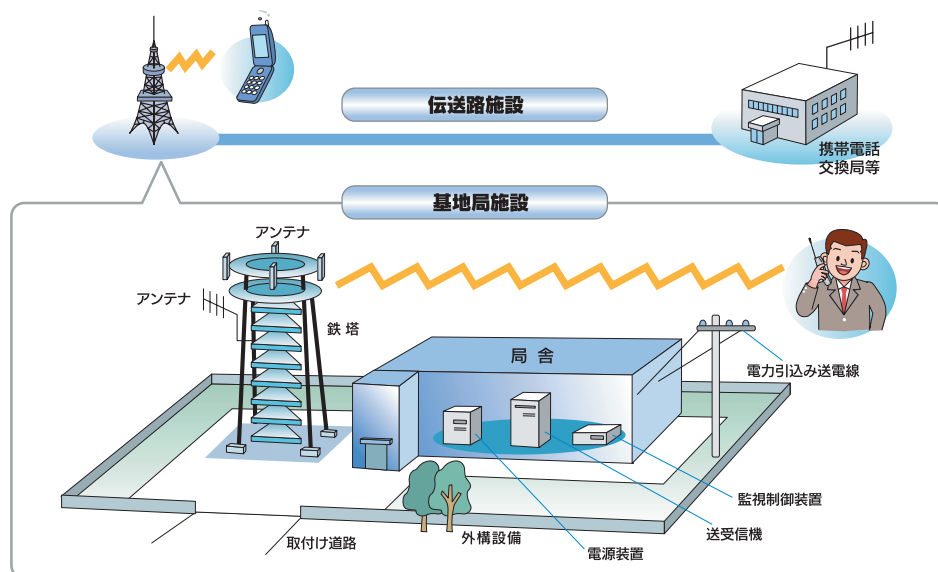
施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：地方自治体（市町村） ← 基地局施設
無線通信事業者等 ← 伝送路施設

- イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
- ウ 補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）
伝送路費用（※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）
- エ 補助率：2/3（世帯数が100以上の場合1/2）

イメージ図



担当課 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894
総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課